

第 1 部 総 論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

大阪市では、障害のある人が個人として尊重され、持てる力を発揮して社会参加するとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、平成20年3月に策定した「大阪市障害者支援計画 後期計画（平成20年度～23年度）」に基づき、施策を推進しています。

「大阪市障害者支援計画 後期計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、大阪市における障害のある人に関わる施策の基本的方向性を示す総合的な計画ですが、平成18年に施行された障害者自立支援法では、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、「市町村障害福祉計画」を策定することとなっており、大阪市においても、平成19年3月に「大阪市障害福祉計画（平成18年度～20年度）」（第1期大阪市障害福祉計画。以下「第1期計画」といいます。）を策定したところです。

第1期計画は、これまでの福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末に向けて、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」「入院中の精神障害者の地域生活への移行」「福祉施設から一般就労への移行等」について数値目標を設定したうえで、計画の最終年にあたる平成23年度に必要な障害福祉サービスの見込量に加えて、そこに至る中間段階の位置づけとして、平成18年度から平成20年度までの各年度における障害福祉サービスの見込量を設定するとともに、その確保のための方策を定めています。

このたび、計画の最終年である平成23年度に向けて、これまでの計画の進捗状況や課題等を踏まえて、数値目標を再度設定するとともに、平成21年度から平成23年度までの各年度における障害福祉サービスの見込量とその確保のための方策を定めるため、「第2期大阪市障害福祉計画」（以下「第2期計画」といいます。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

大阪市では、障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」である当計画を、「大阪市障害者支援計画 後期計画」における障害福祉サービス等に関する事項についての3年ごとの実施計画として位置づけています。

なお、平成24年度以降の第3期障害福祉計画については、次期「大阪市障害者支援計画」と一体的に策定することとします。

3 他計画等との関係

この計画の策定にあたっては、「大阪市障害者支援計画 後期計画」との整合性に留意しながら、国の（障害福祉計画策定にかかる）「基本指針」及び「市町村障害福祉計画策定に向けての大阪府基本指針」の考え方、また、第1期計画の進捗状況や課題等を踏まえ、地域生活移行や就労支援等の数値目標を再度設定するとともに、平成21年度から平成23年度までの各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、その

確保のための方策を明らかにすることにより、「大阪市障害者支援計画 後期計画」の目標実現に向けて取り組みます。

4 障害者自立支援法の見直しとの関係

障害者自立支援法は、施行後3年の見直しとして、平成21年4月以降、関係法律・制度の改正や障害福祉サービスの報酬改定等が行われることとなっていますが、計画の策定段階では、これらの見直しの詳細が明らかとなっていなかったことから、本計画は平成20年度時点の制度内容に基づいて策定しています。

法・制度の見直しの詳細が明らかとなった段階で、国や大阪府とも調整を図りながら、その影響を精査し、本計画の見直しの必要性について検討のうえ適切に対応します。

5 前計画の評価

(1) サービス利用者数の推移等

障害福祉サービスの利用者数は、平成18年10月の障害者自立支援法の本格施行以後増加を続けており、平成18年10月のサービス利用者は8,733人でしたが、平成20年10月では12,288人となっており、2年間で1.4倍に増加しています。

また、障害福祉サービスのうち、介護給付に相当するサービスの利用に必要である障害程度区分認定を受けた人も平成18年10月の6,617人から、平成20年10月では10,930人となっており、2年間で1.7倍に増加しています。

全国的な動向との比較では、障害者全体に占める障害福祉サービスの利用者数の割合は、本市が7.4%^{*1}（144,041人中10,684人）であるのに対し、全国では7.3%^{*1}（6,028,146人中440,539人）となっており、大きな差は見られませんが、障害福祉サービス全体の利用のうち、訪問系サービスの占める割合が利用者数（国22.1%^{*2}、本市49.9%^{*2}）・費用額（国11.8%^{*2}、本市38.4%^{*2}）ともに高く、逆に居住系サービスのうち、入所施設の占める割合が利用者数（国32.7%^{*2}、本市15.7%^{*2}）・費用額（国48.3%^{*2}、本市24.0%^{*2}）ともに低くなっています。

（^{*1}…障害者数は18年度末の手帳交付者数、サービス利用者数は20年1月サービス提供分の速報値での比較）

（^{*2}…20年1月サービス提供分の速報値での比較）

(2) 進捗状況

前計画で数値目標を設定している事項のこれまでの進捗状況は、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」が進んでいる一方で、「福祉施設から一般就労への移行等」が立ち遅れており、更なる取り組みが必要です。

また、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」については、病院と連携しながら取り組んでいますが、入院が長期化している精神障害のある人には、高齢化による身体合併症、重複障害、家庭環境問題などの複雑な環境要因によって、地域移行が困難となるなど取り組みが進みにくい状況が生じています。

このため、今後、国の精神障害者地域移行支援特別対策事業を活用するなど更なる取り組みが必要です。

また、個々の障害福祉サービスでは、居宅介護など訪問系サービスの利用実績が第1期計画の見込量を上回って推移している一方、日中活動系サービスは、小規模作業所

から新体系サービスへの移行は比較的順調に推移しているものの、サービスの種類ごとの推移は、当初の見込から大きく乖離している状況です。

居住系サービスは、入所施設の新体系サービスへの移行が比較的順調に推移しているほか、ケアホーム・グループホームの利用者数も第1期計画の見込量に近い状況で推移しています。

地域生活支援事業では、移動支援事業の利用者が第1期計画の見込量に近い状況で推移しているほか、地域活動支援センター（活動支援A型）は、小規模作業所からの移行が比較的順調に進んでいます。

また、訪問入浴サービスは、入浴サービスを提供する日中活動系サービス事業所が減少していることなどを背景に大幅に増加しています。

このように、個々の事業ごとの進捗状況には差が見られますが、第1期計画での見込量を大きく下回って推移している事業はもとより、これまで比較的順調に推移してきた事業であっても、今後必要となる見込量を確保していくにあたり、人材確保の困難性や事業運営の難しさなど様々な課題を有する状況にあります。

第2期計画では、これまでの進捗状況を踏まえ、数値目標を新たに設定するとともに、その実現のために必要となる障害福祉サービス等の見込量や、その確保のための方策についても、それらの課題を踏まえてさらに検討を加えています。

しかしながら、平成18年10月の障害者自立支援法の本格施行以降の利用実績や現行制度におけるニーズ等をもとに平成23年度までの必要量を見込んでいること、また、今後予定されている制度の見直し等によって利用ニーズが変化することも考えられることから、各年度におけるそれぞれの事業の見込量の確保にあたっては、そのような利用ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう努めていくこととします。

第 1 期障害福祉計画の進捗状況

数値目標

事項	単位	平成 18 年度実績	平成 19 年度実績	平成 23 年度目標
入所施設からの地域移行	人	82	124(累計206)	累計256
施設入所者数削減	人	1,824	1,715	1,637
入院中の精神障害者の地域移行	人	169		累計822
福祉施設からの一般就労への移行	人	72	97	340

障害福祉サービス等の見込量と進捗状況

サービスの種類	単位	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 23 年度
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画
訪問系サービス						
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	235,488	221,983	251,413	245,910	276,672
短期入所	日/月	3,878	3,146	4,344	3,297	5,940
日中活動系サービス						
生活介護	人/月	146	102	999	1,541	3,086
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	1	43	8	183
自立訓練(生活訓練)	人/月	16	1	319	67	531
就労移行支援	人/月	51	10	345	195	706
就労継続支援 A 型	人/月	0	0	37	2	706
就労継続支援 B 型	人/月	150	76	901	686	2,088
旧法施設支援	人/月	2,532	2,764	1,550	1,974	0
児童デイサービス	人/月	1,810	1,768	2,552	2,850	5,240
療養介護	人/月	20	20	75	19	75
居住系サービス						
共同生活介護/共同生活援助	人/月	951	938	1,123	1,055	1,849
施設入所支援	人/月	5	10	192	255	1,637
旧法施設支援	人/月	1,776	1,814	1,599	1,460	0
サービス利用計画作成費	人/月	694	273	756	295	1,231

地域生活支援事業の見込量と進捗状況

サービスの種類	単位	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 23 年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	
相談支援事業							
相談支援事業	箇所	36	36	37	37	37	
住宅入居等支援事業	箇所	22	22	23	23	23	
成年後見制度利用支援事業	箇所	24	24	24	24	24	
地域自立支援協議会	箇所	25	0	25	13	25	
発達障害者支援センター運営事業	箇所 (延利用者)	1 (1,980)	1 (1,645)	1 (3,960)	1 (2,875)	1 (3,960)	
日常生活用具給付事業	件/年	53,116	49,209	52,984	49,214	73,596	
移動支援事業	時間/月	93,669	88,741	99,688	98,049	141,260	
地域活動支援センター							
活動支援型	箇所	3	0	37	43	63	
生活支援型	箇所	8	8	9	9	9	
基礎的事業	箇所	159	157	156	148	146	
訪問入浴サービス事業	件/年	4,593	4,526	8,569	10,061	9,201	
日中一時支援事業	人/月	1,584	1,211	1,787	1,541	2,650	
福祉ホーム事業	箇所	3	3	3	3	3	
知的障害者自活支援事業	箇所	2	2	2	2	2	
知的障害者生活支援事業	箇所	3	3	3	3	3	

第2章 計画の基本方針

1 計画の基本理念・基本的視点

「第2期計画」については、障害のある人の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念及び「大阪市障害者支援計画 後期計画」の基本的考え方である ア.個人としての尊重、イ.権利実現に向けた条件整備、 ウ.地域での自立生活の推進 を踏まえ、国が示す「障害福祉計画の基本的理念」(障害者の自己決定と自己選択の尊重 共通する福祉サービスに関し三障害の制度を一元化 地域生活移行や就労支援等を促進するサービス基盤の整備) に沿って策定することとします。

〔参考〕国が示す「障害福祉計画の基本的理念」

障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らその生活の場を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

共通する福祉サービスに関し三障害の制度を一元化

共通する福祉サービスに関し、身体障害・知的障害・精神障害の三障害の制度を一元化することで、障害種別間の格差是正など、必要な方に必要なサービス提供の推進に努めます。

地域生活移行や就労支援等を促進するサービス基盤の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

2 計画の策定体制

「第2期計画」の策定にあたっては、「障害のある人の参加」「住民等の意見の反映」や「地域社会の理解の促進」等を基本とし、雇用・教育・医療といった分野を超えた「総合的な取り組み」を図ることに留意し、次のとおり進めます。

障害者基本法に基づく地方障害者施策推進協議会である「大阪市障害者施策推進協議会」及び「同専門委員会(障害者計画策定・推進部会)」において、障害当事者、障害者支援関係者、学識経験者等の参画を得て、その意見反映に努めます。

また、障害福祉サービスの量を見込むにあたっては、雇用、教育、住宅等の関係部門とも連携を図ります。

計画策定にあたっては、大阪府障害福祉計画に反映されることから、大阪府とも調整を図りながら進めます。

3 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、第2章、第3章で示す「各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援ごとの必要な量の見込及びその見込量確保のための方策」について、大阪市障害者施策推進協議会及び同専門委員会において継続的に進捗状況の確認や評価を行います。

4 計画の期間及び見直しの時期

この計画は、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とします。

なお、第3期計画は平成24年度から平成26年度までを計画期間として平成23年度中に策定します。

5 区域設定

「障害者自立支援法」により、障害福祉サービス等の提供に関して、これまでの政令市に対する大都市特例措置がなくなったことを受け、この計画の策定にあたっては、本市全域を大阪府におけるサービス提供の1区域として位置づけます。

ただし、今後、具体の施策を進めるにあたっては、これまで同様、施策によって、地域バランスや各区の実情を勘案して実施します。

